

阪神高速道路(株) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年5月12日策定

2020年5月14日改定

阪神高速道路株式会社

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

2. 会社が管理・運営する施設における感染症対策

(1) 料金所における対策

- ・ 出勤前に体温や症状の有無を確認させ、体調不良が見られるスタッフは自宅待機とする。また、営業所到着時にも同様の確認を実施し、体調不良が見られるスタッフは直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 勤務中に体調不良が見られるスタッフは直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 体調不良が見られ自宅待機となったスタッフは、毎日、健康状態を確認した上で、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 出社時は、朝礼は実施せず、連絡事項はメモによる伝達とし、配置料金所ごとにスタッフが集合次第出発するなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- ・ スタッフに対し、手洗い、うがいを徹底するとともに、手指消毒液を配置する。
- ・ 勤務中のマスクの着用を徹底する。
- ・ 備品その他機器類、トイレ、ドアノブなどの共有設備の消毒を定期的に行う。
- ・ 料金所内への部外者の立ち入りは原則行わない。
- ・ 万が一、感染者が発生した場合は、保健所と相談の上、速やかに濃厚接触者を特定し、自宅待機とする。

- ・濃厚接触者となったスタッフについては、原則として14日間経過観察を行い、勤務を見合わせる。
- ・感染者が勤務した料金所等については、建屋、設備等の消毒を徹底して行う。
- ・関係機関へ迅速に報告し、ホームページ等へも正確な情報を発信する。
- ・感染者が発生し、料金所運用に必要な人員の確保が困難となる場合は、ETCレーンの無線走行車のみに限定した運用とし、料金所機能確保に努める。なお、料金所レーン運用変更にあたっては、国や警察等関係機関と必要事項について連携した上で実施する。

(2) パーキングエリアにおける対策

- ・パーキングエリアスタッフに対し、出勤前に体温や症状の有無を確認させ、体調不良が見られるパーキングエリアスタッフは自宅待機とする。
- ・勤務中に体調不良が見られるパーキングエリアスタッフは、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・パーキングエリアスタッフのスプリット勤務による業務継続体制を構築する。
- ・交代勤務時の引継事項は、できる限りメモによる伝達とし、パーキングエリアスタッフ同士の接触を極力避けるようにする。
- ・パーキングエリアスタッフに対し、手洗い、うがいを徹底するとともに、手指消毒液を配置する。
- ・パーキングエリアスタッフに対し、勤務中のマスクの着用を徹底する。
- ・清掃スタッフは、ゴム手袋着用を徹底する。
- ・トイレのドアノブや無料休憩施設のテーブルなど、不特定多数が触れる共用設備については、定期的に消毒を行う。
- ・トイレのジェットタオル及び屋内喫煙所は、使用を停止する。
- ・有人パーキングエリアにおいてレジ等での金銭の授受はコイントレーを活用する。
- ・レストランや無料休憩所の椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合は、対面で座れないように努める。
- ・パーキングエリアをご利用されるお客さまに、感染防止対策の重要性をご理解していただくため、ポスター、デジタルサイネージ、館内放送などで、広報を行う。

- ・ 有人パーキングエリアをお客さまに安心してご利用していただくために、手指消毒液を配置する。
- ・ 有人パーキングエリアにおいて、飛沫感染防止のため、透明ビニールカーテン等を設置して、接客を行う。
- ・ 体調不良のお客さまを認知した場合、状況を確認の上、緊急連絡網により関係部署へ連絡し、速やかに対応する。
- ・ パーキングエリアスタッフに感染が確認された場合、保健所の指導に基づいた当該パーキングエリアの閉鎖及び消毒作業を実施する。
- ・ 関係機関へ迅速に報告し、ホームページ等へも正確な情報を発信する。

(3) 社屋における対策

①健康管理

- ・ 定期的に社員等の健康状態の把握に努める。
- ・ 体調不良が見られるときは、会社への出勤を見合わせさせるとともに、外出を控えさせる。
- ・ 勤務中に体調不良が生じた場合は、無理をせず帰宅を促す。
- ・ 体調不良で自宅療養中の社員等は、毎日、健康状態を確認し、感染が疑われる症状に該当した場合は、社員等が居住する自治体の「帰国者・接触者相談センター」へ相談し、相談結果を会社へ報告する。
- ・ 万が一、感染者が発生した場合は、自治体(保健所)からの指示に従い、当該社員等との濃厚接触者に受診協力を求めるとともに自宅待機（当該社員等と最後に接触した日の翌日から2週間）を命じる等の措置を行う。

②通勤

- ・ 課単位で複数チームに分かれ、出社勤務と在宅勤務の交代制で勤務するスプリットチーム制を実施する。
- ・ 出社勤務の場合は、時差出勤を原則とする。

③勤務

- ・ 会議、出張、イベント等については、可能な限り延期または中止する。
- ・ 会議はテレビ会議、メール、電話等の手段を積極的に活用する。
- ・ 会議等行う場合においては、1)出席者は必要最小限の人数とし、2)席の間隔を空け、3)ドアを開放するなど換気に留意し、4)会議は短時間で終了させる等の感染拡大防止対策を行う。

- ・サテライトオフィスを積極的に活用する。
- ・社員等に対し、出勤時、外出から戻る際、執務室に入る前に、丁寧な手洗いをを行うよう要請する。
- ・社員等に対し、打合せおよび接客時のマスク着用を奨励する。また必要なマスク等の設置を行う。
- ・人と人との距離が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、呼びかける。
- ・公共交通機関、エレベーターなどの狭い場所での私語を控えるよう呼びかける。

④休憩・休息

- ・食前、食後の手洗いを徹底する。
- ・食堂利用時は混雑緩和のためピーク時を避けての利用を呼びかける。
- ・グループで食事をする時は、対面で座るのではなく、できるだけ斜めや横並びに座るよう呼びかける。

⑤設備・器具

- ・執務室のドアノブを定期的に消毒する。
- ・会議室はドアを開放し換気に留意する。
- ・万が一、感染者が発生した場合は、該当社員等の職場範囲等を消毒する。

⑥部外者の立ち入り

- ・来客者が社屋に立ち入る際に、アルコール消毒剤で手の消毒に協力いただくよう依頼する。

⑦社員等の意識向上

- ・丁寧な手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ・十分な睡眠と、栄養バランスを考えた食事を取り、体調に留意するよう呼びかける。
- ・不要不急の移動の自粛について社員等に協力を依頼する。

3. 工事等受注者の感染防止対策

- ・契約相手方と協議のうえ工事及び業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置を実施する。

- ・ 工事等の調達手続において国土交通省通知文書に準じ、契約手続きの取り組み（入札公告からの期限確保、対面ヒアリングの省略など）を実施する。

4. 阪神高速道路のお客さまに対する感染拡大防止の協力の呼びかけ

- ・ 緊急事態宣言が発令された場合は、大阪府、兵庫県知事の要請等を踏まえ、警察等関係機関と連携し、道路情報板への掲出、パーキングエリアにおけるポスターやデジタルサイネージによる掲示、ラジオ、ホームページ、SNS及び路側ラジオによる発信を通して、「不要不急の移動自粛」などの呼びかけを実施する。
- ・ パーキングエリアにおいて、テレワークや時差出勤の活用、手洗いや咳エチケット等感染症対策の呼びかけを実施する。

(以 上)